

定款

(一部改訂：2020年6月24日)

第 1 章 総則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社 松風と称し、英文ではSHOFU INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医療機器、医薬部外品並びに医薬品の製造及び輸出、輸入並びに販売
- (2) 歯科技工物の製造及び販売
- (3) 工業用材料・機器の製造及び輸出、輸入並びに販売
- (4) 動物用医療機器の製造及び輸出、輸入並びに販売
- (5) コンピューターソフトウェア並びにハードウェアの開発及び販売
- (6) コンピューターを用いた医療機器、動物用医療機器、玩具の開発及び販売
- (7) 歯科診療並びに医科診療に関するシステム開発及び販売
- (8) 歯科並びに医科に関する教育教材、教育資材、教育出版物、教育用フィルム、教育用スライドの企画、製作及び販売
- (9) 美容器具・健康器具の製造及び輸出、輸入並びに販売
- (10) 化粧品の製造及び輸出、輸入並びに販売
- (11) 口腔ケア食品の販売
- (12) 上記各号に付帯関連する一切の業務
- (13) 前記各号に關係する事業の経営並びに投資

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を京都市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 6,400 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(株式取扱規則)

第 8 条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、買増請求の取扱い、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第 11 条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

(1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利

- (2) 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式買増請求をする権利

第 3 章 株主総会

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することのできる株主とする。

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第 16 条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、当会社へ提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(選任の方法)

第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 22 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の運営)

第 23 条 取締役会の運営に関する事項については、取締役会において定める取締役会規程による。

(役付取締役及び代表取締役の選定)

第 24 条 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長を選定することができる。

2. 取締役社長は、代表取締役とする。

3. 前項のほか、取締役会の決議をもって、取締役の中から代表取締役を選定することができる。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

2. 前項の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

(相談役及び顧問)

第 26 条 取締役会において必要と認めるときは、相談役及び顧問若干名を置くことができる。

(取締役の責任限定契約)

第 27 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 28 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任の方法)

第 29 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の運営)

第 32 条 監査役会の運営に関する事項は、監査役会で定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の責任限定契約)

第 35 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。

第 7 章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第 40 条 買収防衛策の導入、継続及び廃止は、株主総会においても決定することができる。

2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続及び廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続き及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。

(新株予約権無償割当て等の決定機関)

第 41 条 当会社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当て及び募集新株予約権の割当てを行うことができる。

2. 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

以 上